

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年9月26日 04時50分ごろ
発生場所	阪神港大阪区桜島 <small>さくらじま</small> ふ頭南方沖 大阪北港口防波堤灯台から真方位192° 120m付近 (概位 北緯34° 39.0′ 東経135° 24.8′)
事故の概要	貨物船住栄丸 <small>すみえい</small> は、南進中、また、砂利採取運搬船第二瀬戸内丸 <small>せとうち</small> は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 住栄丸、483トン 130793、三栄海運建設株式会社 B 砂利採取運搬船 第二瀬戸内丸、410トン 131861、大晴海運有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、四級（航海）、航海士B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に凹損 B 右舷船首部外板の破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：05時49分
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船長Aが、左舷方の桜島ふ頭南方沖を小回りで左転しようとして桜島ふ頭に寄って約5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進中、桜島ふ頭の南端に達した後、左舷船首方に迫ったB船の右舷灯を認め、後進としたものの、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長B及び航海士Bのほか2人が乗り組み、航海士Bが、単独で操船に当たり、約7knの速力で西進中、右舷船首方の桜島ふ頭の陰から出てきたA船の左舷灯を認め、後進としたものの、A船と衝突した。 航海士Bは、桜島ふ頭のタンク等の陸上施設で右舷方の見通しが悪かったが、ポータラジオとVHF無線で通話を行いながら見張りを行っていた。 船長Bは、出港操船中であつたが、航海士Bと操船を一時的に交代し、降橋してトイレに行っていた。
分析	A船は、南進中、船長Aが、左舷方の桜島ふ頭南方沖を小回りして

	<p>左転しようと思い、桜島ふ頭に寄って航行したことから、桜島ふ頭の南端に達した後、左舷船首方に迫ったB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、桜島ふ頭により右舷方の見通しが悪い状況下、西進中、航海士Bが、ポータラジオと無線通信を行いながら航行を続けたことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、出港操船中であつたが、航海士Bと操船を一時的に交代し、降橋してトイレに行っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が南進中、B船が西進中、船長Aが、左舷方の桜島ふ頭南方沖を小回りして左転しようと思い、桜島ふ頭に寄って航行し、また、航海士Bが桜島ふ頭により右舷方の見通しが悪い状況下、ポータラジオと無線通信を行いながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふ頭等を左舷に見て航行する場合は、できるだけふ頭等を大回りして航行すること。 ・ 夜間、見通しが悪い海域を航行する場合は、他船の灯火を早期に発見できるよう見張りに専念すること。 ・ 船長は、出港時、常に操船指揮をとることができるように、トイレを済ませるなどの準備を行っておくこと。